

スポット

目先の利益追求から決別を 労働法令順守が経営の王道

偽装委託は、古くて新しい問題です。厚生労働省設置の研究会は、先ごろ、企業から業務を受託する個人業者の法的取扱いについて、報告書をとりとめました。

偽装委託が根絶されないのは、経営サイドに切実なニーズがあるからです。それを、大きく2種類に分けることができるでしょう。

第1は、法律の網をかいくぐるためです。昭和61年に派遣法が制定され、労働者派遣が解禁されましたが、それ以前は「業務委託」の名称の下に派遣同様の契約が広く取り交わされていました。それにより、業務委託で働く労務供給者を送り出す企業（人材ビジネス業者）も、受け入れ

る企業も、大きなメリットを享受してきました。派遣法は、その実態を

追認するものともいえます。
第2は、経済的合理性を追求するためです。従来の労働契約を解消し、新たに「(偽装)委託」契約を結びます。雇用労働者ではないので、労働・社会保険に加入させる必要はなく、何か事故があっても会社は雇用主責任を免れることができるという

理屈です。行政窓口から改善を求められるおそれも高いのですが、景気が低迷すると、コスト削減の「鬼手」として密かに脚光を浴びるという状況が繰り返されています。

今回、厚生労働省の研究会が取り上げたのは、後者の経済合理性追求

タイプの問題です。最近、機器の修理業者やバイク便のメッセンジャーなど、みかけは「個人企業」の看板を掲げる「労務供給者」が増えていきます。そうした個人業者が、労働組合に加入し、集団の力をバックに契約条件の改善を求める動きが強まっています。研究会の報告書では、一定条件を満たす場合、個人業者も「労組法上の労働者（労基法上の労働者より広い概念）」として法的保護を受けると指摘しました。コスト削減は経営者の責務ですが、コンプライアンス（法令遵守）の原則から逸脱は許されません。「鬼手」よりも「本手」を選ぶのが、最終的には目標達成の近道といえます。

2011

10

年俸減額の実務

知って得する



賃金実務

本稿では、成果主義賃金の代表例として年俸制を取り上げ、減給の実務を研究してみましよう。

年俸の減額には、大きく分けて2パターンあります。第1は期間途中の改定、第2は年俸改定時の減額査定です。

第1の期間途中の改定については、「合意により一旦、確定した年俸額は、労働契約の内容として確定したのであるから、これを変更するには労働者の合意が必要」(シーエーアイ事件、東京地判平12・2・8)と解されます。本人が期間途中で職務離脱すれば別ですが、鋭意、目標達成に努力して

成果主義賃金では、建前上、「降給もあり得る」システム設計となっています。一般論として、成績評価が低ければ、本人の同意なく賃金の減額が可能と解されています。しかし、キチンとしたルールを設けず、恣意的な運用を続けていると、降給が認められないケースもあるので、注意が必要です。

いる状況であれば、原則として約束どおりの年俸額を支払う義務を負います。

期間途中の変更は不可運用ルールを明らかに

経済状況の大変化(たとえば、

今回の震災)により目標達成が困難になったとすれば、それは経営者側が負うべき経済リスクの範囲内です。また、「期待しただけの能力がない」とすれば、経営者の眼鏡違いが責められるべきでしょう。

う。

一方、新年度の年俸改定時には、当然、減額査定が許されます。年俸制は、「前年度の仕事の成果によって賃金が減額されることも予定されている」システムだからです。

しかし、経営者の恣意的判断に基づき、無制限の減額が許されるものでもありません。杜撰な制度運営を続けていて、減俸が認められなかった判例(日本システム開発研究所事件、東京高判平20・4・

施しましたが、研究員側が承服しません。

裁判所は、「期間の定めのない雇用契約における年俸制において、年俸額決定のための成果・業績評価基準、年俸額決定手続、減額の限界の有無、不服申立手続等が制度化されていて就業規則等に明示され、かつ、その内容が公正な場合に限り使用者に評価決定権があるというべきである」と判示し、一方的な減俸決定の効力を否定しました。

実務的にいえば、年俸制規定は(内規も含めて)キチンと整備しておく必要があるといえるでしょう。さらに、学説では「労働者に成果・業績を問う以上、その仕事は、本人が選択し、その適性やキャリアに適合するものであることが望ましい。その点を考慮せず、低い評価を行った場合には人事考課権の濫用が成立する」といった厳しい見解がある点も、ご参考までに申し添えておきます。

9)も存在します。会社は、研究員を対象として20年以上にわたって「年俸制」を適用してきましたが、明確なルールがなく、実態として減俸もないという状況が続いていました。経営状況悪化に伴い、会社は減俸を実